

到津の森公園展示スペース使用要項

1、使用目的

到津の森公園の展示スペースを、地域で活動されている個人や団体の皆様の芸術文化発表の場としてご利用いただけます。

〈ご利用例〉

- 写真展
- 絵画展
- カルチャーセンター作品展示 等

2、使用申込等

「別紙1 到津の森公園展示スペース使用申込みについて」のとおりとします。

3、使用規則

(1) 設営・撤去について

設営・撤去の日時を必ずご連絡ください。

また、搬入出の際には来園者の安全を確保できるよう人員を配置してください。

(2) 展示スペースについて

展示スペースにて、釘・木ネジ・テープ類等使用できない箇所があります。

これらの物をご利用の際は、打合せ時に必ず係員に確認してください。

また、使用後は使用前の状態まで原状回復してください。

(3) ゴミの持ち帰りについて

展示スペース使用後の清掃は使用者側で行い、ゴミはすべて持ち帰ってください。

※園内にゴミ箱は設置しておりません

(4) 作品展示方法について

原則として園内に設置されている什器(テーブルやイス)の移動はできません。

また、園内通路や点字ブロック上等来園者の通行を妨げるような作品展示はできません。

(5) 展示会場の人員配置及び事故の際の責任の所在について

展示会場に係員は配置しておりません。監視が必要な場合は使用者側で人員を確保し配置してください。また、作品展示に伴う人的・物的事故については使用者側ですべての責任を負っていただきます。

(6) 貸出什器について

貸し出しを希望する什器(テーブル・イス・パーテーション等)がある場合は、お申

込みの際に係員にご相談ください。

到津の森公園施設及び貸出什器(テーブル等)を使用者側の不手際により汚損・破損・紛失した場合は、修繕費等実費を請求させていただきます。

(7) 展示期間中のトラブルについて

展示期間中にトラブルが発生し当園から連絡を受けた場合は、使用者側にて迅速に対処してください。

2、使用制限

使用については、当園を利用される来園者の方々にも楽しんでいただけるものに限りさせていただきます。そのため、下記の項目に該当する内容のものは使用できません。申込受付後又は使用中であっても、下記の項目に該当した場合は当園の判断にて、申込取り消しや使用中止の処置をとる場合があります。この場合に生じる損害については使用者側にすべてご負担いただきます。

- (1) 特定の宗教・政治等に関するもの。
- (2) 公の秩序・善良な風俗に反するもの
- (3) 風致、美観を損なうもの
- (4) 勧誘・寄付・販売行為・サンプリング、放歌、騒音を発するもの
- (5) 設備上、危険と思われるもの
- (6) 暴力行為、反社会的行為、及びそれらの活動、又は業務内容が不明確な団体が主催・後援・協賛を行うもの

※会場使用が暴力団を利するおそれがある場合、使用者が暴力団であるかどうかについて、関係官庁に照会を実施する場合がありますのでご了承ください。

- (7) 来園者に迷惑を及ぼすおそれがある場合
- (8) 当園の業務に支障をきたすおそれがある場合
- (9) その他、当園が不適切だと判断した場合

3、免責

- (1) 展示品の盗難、紛失、破損等の被害については、当園は一切の責任を負いません
- (2) 使用者の責によらず、会場が使用不能(天災等の不測の事故や災害)となった場合に生じる使用者側の損害についても当園は保証いたしません。